重　要　事　項　説　明　書
（訪問看護・介護予防訪問看護）

森町訪問看護ステーション

重要事項説明書（訪問看護･介護予防訪問看護）

当事業者が提供する訪問看護･介護予防訪問看護（以下「訪問看護」といいます。）の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項です。

１．事業者の概要

事業者の名称	森　　　町
主たる事業所の所在地	周智郡森町森２１０１番地の１
電話番号	０５３８－８５－２１１１
代表者職	森　町　長
代表者名	太　田　康　雄

２．事業所の概要

事業所の名称	森町訪問看護ステーション
事業所の所在地	周智郡森町草ヶ谷３８７番地の１
電話番号	０５３８－８５－３８６２
介護保険事業指定番号	２２６６３９００１８
指定年月日	平成12年４月１日
通常の事業の実施地域	森　　　町

３．事業所の職員の概要

種　　　別	職　員　数	勤　務　の　体　制
管理者（看護師兼務）	１　名	常勤兼務
看　　護　　師	８　名	常勤３名・非常勤５名
理学療法士･作業療法士等	３　名	常勤１名・常勤兼務１名
事　務　職　員	２　名	常勤兼務１名・ 非常勤兼務１名

４．営業日・営業時間

営　業　日・時間	月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分まで
サービス提供時間	午前９時から午後5時
休業日	土・日曜日、国民の休日、12月29日から１月３日までの日
そ　　の　　他	緊急時においては24時間連絡対応体制を取っています。 状況によって営業日・時間以外の訪問看護も行っています。

５．事業の目的・方針

訪問看護は、利用者の生活の質の確保を図るため、家庭における療養生活を支援し、自立を促し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。
ステーションは、目的を達成するため、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉のサービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

６．提供するサービスの費用について

利用料金は、介護保険を適用するときと医療保険を適用するときで異なります。要介護者であってもがん末期や神経難病、急性増悪時（その月の２週間に限り）の訪問看護については、医療保険から給付となり要介護度ごとの支給限度額の枠外の扱いになります。

（1）介護保険を適用するときのサービス利用料金等

※別表参照

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担割合に応じた金額を月ごとに請求させていただきます。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

・その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、お住まいの市町村の介護保険担当窓口に提出して、差額の払い戻しを受けてください。

（2）医療保険を適用するときのサービス利用料金等（高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法で定められたもの）

※別表参照

基本利用料は高齢者医療保険適用の場合は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額、健康保険適用の場合は健康保険法に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費等として支給される額を控除した金額が利用者の負担となります。

・特別利用料

１回１時間３０分を超える訪問看護は１時間３０分を超える３０分につき１，２００円の超過料金をいただきます。

営業時間外は１，５００円、深夜は１，８００円となります。

（3）その他のサービスの利用料

・訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますので、ご了承下さい。（負担割合に応じた金額になります）
・交通機関を利用した場合は、実費相当額の交通費をご負担いただきます。
・利用者の居宅が、通常事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合は交通費（自動車を使用した場合）を負担いただきます。
・訪問看護を提供するため、利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。
・訪問看護と連続して行われる死後の処置料は、１０，０００円となります。
・介護用品は実費相当額をいただきます。

（4） 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。

毎月１０日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、末日までに公立森町病院又は森町家庭医療クリニック会計窓口へ支払いをお願いします。

７．サービスの利用方法

（1） 利用開始

①直接、当事業所にお申し込みしてください。

②利用者が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）にご相談してください。

③主治医が発行する訪問看護指示書と利用者からの同意により、訪問看護計画書を作成し、速やかに訪問看護を開始します。

（2） サービスの終了

①利用者のご都合で終了する場合

サービスの終了を希望する日の７日前までにお知らせしてください。

②当事業所の都合で終了する場合

当事業所の職員の不足などの事情により、終了せざるを得ない場合があります。このような場合は、サービス終了日の３０日前までに、文書で利用者に通知いたします。

③自動的に終了する場合

次の場合は、自動的に終了となります。

・介護保険施設等に入所したとき

・死亡されたとき

④その他

次の事項に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき

・事業者が守秘義務に違反したとき

・事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

（3） その他

①当事業所は、看護師・理学療法士・作業療法士等の学生臨地実習受け入れ施設として協力しております。看護師等の教育の必要性をご理解いただきご協力をお願い致します。

②警戒レベル3・高齢者等避難（内閣府）発令時には、原則サービス提供を休止させていただきます。

また、大規模災害時等には訪問看護が提供出来ない場合があります。

雪や台風による天候不良時は、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をさせて頂く場合があります。

③サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ご了承ください。

・サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問看護の妨げになりますので安全な場所に繋いでください。万が一咬み付く等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
・職員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
・職員は年金の管理、金銭の取扱い等は致しません。
・職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
・サービス利用中の飲酒、喫煙等はご遠慮下さい。
・利用者の同居家族に対するサービス提供は行いません。

8．サービスの内容

当事業者は、利用者に、次の○印のサービスを行います。

(1) ご利用回数　　　　　　　　　　週　　　回

(2) サービスの内容

・病状の観察と指導　　・清潔ケア　・リハビリテーション　・服薬管理指導
・褥創（床擦れ）の処置管理　・介護療養指導　・栄養管理指導　・呼吸管理
・ドレーン・カテーテル管理　・排便管理　　・ターミナルケア（終末期のケア）
・精神的支援
・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(3) 理学療法士等の訪問看護

訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

9．担当職員

利用者にサービスを提供する当事業所の職員は

和田都子	市川可奈	村松美和	岡部香織	鈴木奈美	井上宏美
小川秀美	天野千鶴	渡邊陽子	原田計成	伊藤澄香	帯刀千佳

です。

職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は、提示を求めてください。

10．緊急時の対応方法

訪問看護サービスの提供中に、利用者の容体に重要な変化があったときは、速やかに主治医に連絡し対応します。

主治医氏名	
連　絡　先	

また、利用者様からの緊急の電話を受ける際の連絡体制を整えています。

11．事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業所等、市町村、公立森町病院医療安全管理委員会に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する公立森町病院の委員会に定期的に参加し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（2）虐待防止のための指針を整備しています。

（3）職員に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。

（4）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

13．感染症の予防及びまん延防止、衛生管理等

（1）職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（2）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（3）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①公立森町病院における感染対策委員会に属し委員会参加をしています。その上で会議の結果を職員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

14．業務継続計画の策定

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15．身体拘束等の適正化

訪問看護サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には態様や時間、利用者様の心身の状況、並びにやむを得ない理由を記録します。

16．苦情処理

利用者は、当事業者の訪問看護サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。そのことにより、何らかの差別的な待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口

森町訪問看護ステーション 所長　和田都子	０５３８－８５－３８６２
森町役場福祉課介護保険係	０５３８－８６－６３４１

国民健康保険団体連合会	０５４－２５３－５５９０

令和　　年　　月　　日

訪問看護サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を２通作成し利用者及び、事業者が記名し各自その一通を所持します。		
事業者	所在地	周智郡森町草ヶ谷３８７番地の１
	名　称	森町訪問看護ステーション
	説明者	

この説明書により、訪問看護に関する重要事項の説明を受け同意しました		
利用者	住　所	
	氏　名	
家　族	住　所	
	氏　名	

本人との関係（　　　　　　）